

参考表 第4表 デフレーター（実質国民所得推計物価指数）

項目	年次	基準時 昭9~11年	29年		30年	
			曆年	年度	曆年	年度
1 農村消費者物価指数		1.0	354.2	358.6	363.4	363.0
2 (同上対前年比)		(-)	(108.1)	(107.5)	(102.6)	(101.2)
3 都市消費者物価指数		1.0	301.8	300.7	297.4	297.4
4 (同上対前年比)		(-)	(105.5)	(102.5)	(98.5)	(98.9)
5 ウエイト { 農村 1 × 40%		0.40	141.7	143.4	145.4	145.2
6 都市 9 × 60%		0.60	181.1	180.4	178.4	178.4
7 総合消費財物価指数 (5+6)		1.0	322.8	323.8	323.8	323.6
8 (同上対前年比)		(-)	(106.6)	(104.6)	(100.8)	(99.9)
9 生産財物価指数		1.0	342.8	336.5	337.1	341.0
10 (同上対前年比)		(-)	(96.5)	(94.1)	(98.5)	(101.3)
11 ウエイト { 消費財物価 7 × 75%		0.75	242.1	242.9	242.9	242.7
12 生産財物価 9 × 25%		0.25	85.6	84.1	84.3	85.3
13 総合物価指数 (11+12)		1.0	327.7	327.0	327.2	328.0
14 (同上対前年比)		(-)	(103.6)	(101.7)	(99.8)	(100.8)

- (注) 1. 農村物価指数は従来の農家経済調査物価統計家計用品(購入)を改め農村消費者物価指数(農林省統計調査部調整課)を用いた。曆年分については各年とも月別消費者物価指数の年度に対する曆年の格差により推計した。
 2. 都市消費者物価指数はCPI(東京)。
 3. 生産財物価指数は日銀開拓売物価指数の生産財。
 4. 総合消費財物価指数算出に用いたウエイトは25.26兩年度の個人消費支出(人の方法によるもの)の農家と非農家の割合によった。
 5. 総合物価指数算出に用いたウエイトは25.26兩年度の国民総支出の生産財と消費財の構成割合によった。

第三 推計方法

以下に、第二統計諸表にしめされた昭和30年度における国民所得の主要系列について、その推計方法を概説する。なお、29年度の推計を改訂した主要部分についても最後にその概略を説明した。

一 概 要

国民所得は生産、分配、支出の三面からとらえることができる。現在その生産面は分配国民所得を産業別に編成がえして推計された産業別国民所得で代用しているので、次に分配面と支出面についてその推計方法の概略を述べることにする。

1) 分配国民所得

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によって一定期間にあらたに付加された純生産物の価値であるが、分配国民所得という場合は、純生産物の価値(付加価値)をその生産活動に参加した各経済主体に分配される面においてとらえたものである。

(A) 勤労所得

これは、賃金俸給所得とその他の被傭者報酬とからなる。賃金俸給所得の推計は、まず産業別に「毎月勤労統計」(労働省)、「民間給与実態調査」(国税庁)や「事業所統計調査」(統計局)などから1人当たり平均給与を求め、これに見合う労働者数(「国勢調査」および「労働力調査」などから推計)を乗じて求められる。その他の被傭者報酬とは、兼業、重役俸給、議員歳費、チップなどである。

(B) 個人業主所得

これは個人が企業の主体となり、家族や被傭者を使って企業を運営してきた所得である。その推計は、産業別に「農家経済調査」(農林省)、「個人商工業経済調査」(統計局)や生産、物価統計および税務統計などから1

業主当り所得を求める、これに見合う個人業主数（「国勢調査」、「労働力調査」などから推計）を乗じる方法によっている。

（注）（A）（B）とも林業、水産業については、同業主の付加価値から間接的に推計している。

（C）個人賃貸料所得

田畠小作料、宅地地代家賃、その他にわけて個人の受取るとみられる所得を求める。このうち前2者は、面積単位当たり賃貸料所得にここに計上すべき範囲の面積をかけて推計する。後者の「その他」は個人所有の特許権、著作権などの使用料としてえられる所得であるが、これは「法人企業統計調査」や税務統計などから推計している。

（D）個人利子所得

貨幣利子と帰属利子とにわけ、いずれも金融機関の損益計算書から個人の受取る、あるいは個人に帰属せしめるべき利子を推計している。

（注）帰属利子とは、金融機関が個人の預金者の預金を管理運営するというサービスを、個人に無償で提供することに見合って発生する所得のことをいうのである。これは、金融機関の投資運用所得と支払利子との差額で推計される。

（E）法人所得

税務統計および「法人企業統計調査」を基礎にして、法人企業の純益を求める、これを法人の所得としている。

（F）官公事業剰余金等

中央および地方財政の決算書から官公事業（国鉄、通信等）の剰余金のほか、政府の受取った賃貸料および利子を計上している。

（G）海外よりの純所得

大蔵省調のわが国「国際収支表」によって利子、配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いて推計している。

（H）政府および消費者の負債利子

政府および消費者の負債利子は、生産に伴う所得とはみなされないから、国際慣行に従ってこれらを一括して、最後に控除することにしている。政府の負債利子は、国债および地方債の利子支払総額から、企業会計

とみなされるものの支払利子を控除して求める。

消費者負債利子は、質屋およびその他の金融機関が、消費資金を貸付けてえた受取利子を、厚生省、警察庁などの調査および日銀の「経済統計月報」などから推計した。

（2）国民総支出

国民総支出は、国民所得に資本減耗引当を加えたものの支出面をしめすものである。

（A）個人消費支出

これは個人や非営利団体の財貨およびサービスに対する支出であって、飲食、被服、光熱、住居、雑費の5項目にわけられている。このうち前3者は、生産、配給統計を基礎（飲食は25年度、光熱費は25年度および29年度、被服は22年度について）にして推計したものを、「農家経済調査」や「都市家計調査」などを利用して延長して求められ、後2者は家計調査などを基礎に算出されている。

（B）政府の財貨とサービス購入

これは中央、地方財政の財貨およびサービスの購入であって、民間企業への補助金、生活困窮者への救済費などの振替支出、既存資産の購入および企業会計の経常費用は含まない。その推計は「一般会計、特別会計、政府機関等の決算書」（大蔵省）や「地方財政概要」（自治庁）などを基礎として、決算や決算見込の総額から重複と控除項目を控除して行われている。

（C）国内民間総資本形成

これは国内における個人および民間企業による資本形成額であって、個人住宅建設、生産者耐久施設、在庫品の増加の3項目にわけられている。

個人住宅は、「建築動態統計」（建設省）から求められる。生産者耐久施設と在庫品の増加は、法人企業と個人企業にわけて推計され、前者は「法人企業統計調査」やその「四半期別統計」（大蔵省）、後者は「農家経済調査」、「個人商工業経済調査」（統計局）などから推計される。

(D) 経常海外収支

これはわが国と諸外国に対する経常諸取支勘定の受払の差額であって「国際取支表」(大蔵省)から算出される。

二 国民総生産費

(1) 分配国民所得

分配国民所得とは、1年内の居住者の一定期間における生産活動によって発生し、生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

(A) 勤労所得

賃金俸給所得とその他の被傭者報酬とからなり、前者は常傭、日雇をとわす、雇傭契約によって被傭者の地位にあるものの賃金、俸給(重役俸給を除く)、臨時の給与、賞与、現物給与などを含み、後者は重役俸給、社会保険料雇主負担分、議員歳費、チップなどのほかに被傭者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業 農業は、29年度を基準として30年度分を延長推計した。延長指数は、「農家経済調査」(農林省)の全国1戸当たり平均雇傭労賃支出の傾向によった。なお、四半期分割は、農家経済調査月報より雇傭労賃の四半期別構成比を求めてこれにより分割した。

林業は、まず、30暦年推計における7~9月を基準にして30年10~12月分を推計した(これは10~12月の生産数量が改訂されたため)。次に30年10~12月を基準として31年1~3月分を延長推計し、30年度分を求めた。延長指数は山林労働賃金(農林省)と生産量(林野庁)との総合指数によった。

水産業は、30暦年推計における30年10~12月分を基準とし、31年1~3月分を延長推計して30年度分を求めた。延長指数は、漁家の雇傭労賃〔資料の関係からだいたい農家の傾向に準ずるものとして農業雇

傭労賃(農林省)を用いた〕と「法人企業統計調査」(大蔵省)による水産業法人従業員給与の傾向を、算術平均して求めた賃金指数と「労働力調査」(総理府統計局)の水産業雇傭者指数とを総合したもの用いた。

(ii) 農林水以外の産業 各産業別常傭、日雇別の1人当たり平均賃金にそれぞれの被傭者数を乗じて算出した。ただし公務を除く各産業ごとに従業者数30人以上の事業所と30人未満の事業所別に賃金を求め、被傭者数も「事業所統計調査(29年)」(統計局)を基礎とし「労働力調査」(統計局)、「毎月勤労統計」(労働省)などによって従業者数30人以上と30人未満のものに分割して、それぞれの平均賃金に乗じた。

(I) 1人当たり賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業

常傭職員、労務者については従業者数30人以上の事業所分は「毎月勤労統計」の1人当たり現金給与総額に「給与構成調査(25年)」(労働省)によって現物給与を補った。

30人未満のものについては「民間給与実態調査(30年)」(国税庁)より30人以上に対する30人未満の1人当たり賃金較差を求め、これを先にえた30人以上の1人当たり賃金に乘じて計算した。

日雇労務者については、従業者数30人以上の事業所分は、「毎月勤労統計」より求めた臨時および日雇労務者1人1日当たり平均賃金現金給与額に、「労働力調査」を基礎としてえた1ヶ月当たり稼働日数を乗じた。ただし、建設業の稼働日数は「職業別賃金調査(乙調査)」(労働省)から求めた。

従業者数30人未満のものについては、30人以上の日雇賃金に常傭と同じ30人以上に対する30人未満の賃金較差を乗じて推計した。なお、「毎月勤労統計」は30年5月より改正されたので、30年1~4月分については5月の新、旧両調査の比率で修正した。

(ii) サービス業 前述の国税庁資料から、従業者数30人以上と30人未満の事業所別に卸小売業に対するサービス業の賃金較差を求め、これを常備については(i)でえた卸小売業の常備職員、労務者の30人以上と30人未満のものの賃金に乘じて、それぞれの賃金を求め、日雇は(i)でえた卸小売業日雇の従業者30人以上と30人未満のものの1人1日当たり現金給与額に上記の較差を乗じ、さらに「労働力調査」を基礎としてえた1ヵ月当たり稼働日数を乗じてそれぞれの賃金を求める。

(iii) 公務 公務員については、人事院および自治庁調の資料により、駐留軍労務者については、調達庁調の資料によって1人当たりの平均賃金を求め、「国勢調査(25年)」「労働力調査」などの人員によってウェイトをつけて公務平均の賃金を求める。

常勤労務者、非常勤職員については、人事院および自治庁調の資料によって別途推計し、公務平均賃金に公務の被傭者を乗じる際にこの人員を差引いた。

(II) 被傭者数 「昭和25年国勢調査10%集計結果表」を基礎にして「労働力調査」の傾向によって延長推計した。

まず就業者(個人業主および被傭者)の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に25年9月の「労働力調査」と「25年国勢調査」との就業者総数の較差を乗じて推計した。

次に、上記の就業者総数の産業別、地位別分割は次のようにしておこなった。

- ① 「25年国勢調査」と25年9月の「労働力調査」との産業別、地位別就業者数の較差を求める。
- ② 毎月の「労働力調査」の産業別、地位別就業者数に上記の較差をそれぞれ乗じ、
- ③ ②の産業別、地位別就業者数を合計し、この合計値に対する各産業別、地位別就業者数の構成比を求める。

④ この構成比を就業者総数に乗じて、産業別、地位別就業者数を求める。

なお、被傭者の常備、日雇別の分割は上述の産業別、地位別分割に準じておこなった。

ただし、昭和31年以降は「労働力調査」の推計方法が変更されたので、これに準じて従来の計数を一部修正し昭和31年以降との接続をはかった。

(b) その他の被傭者報酬

(i) 兼業 「家計調査」(統計局)より労働者世帯の世帯主の本業収入に対する副業収入の割合を求め、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(ii) その他

(I) 重役俸給 常勤重役1人当たり平均給与に重役数を乗じて求めた。

1人当たりの平均給与は、先に求めた各産業別、常備規模別賃金を平均した全規模平均賃金に「法人企業統計年報および季報」(大蔵省)からえた各産業別1人当たり常勤重役給与の較差(常備従業者と常勤重役の平均1人当たり給与に対する常勤重役1人当たり給与の比率)を乗じて求めた。常勤重役数も上記資料より推計した。

(II) 社会保険料雇主負担分 決算書より各社会保険料の保険料収入の収納済額を求め、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計した。ただし共済組合の分については、31年1~3月分がえられないで、29年10~12月に対する30年1~3月の傾向で、30年10~12月分を延長して求めた。

(III) チップ 昭和25年度における卸小売業、サービス業のチップと賃金俸給所得との比率を、30年の卸小売業とサービス業の賃金俸給所得に乘じて推計した。

(IV) 賞賛 国會議員については衆、参両院会計課に照会して決算額

を、都道府県市町村会議員については、自治庁調の「財政計画」によった。

(b) 個人業主所得

この所得は、個人が企業の主体となり、家族や被傭者の労働を使って企業を運営してえた所得であるが、その実質は、企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業 農業は29年度を基準として30年度を延長推計した。その指数は、生産（経済企画庁調整部調）と物価（農村物価賃金調査）によったが、米の自家消費分については供出基本米価の傾向によった）の総合指数に、所得率（農家経済調査月報全国1戸当たり平均）の傾向を乗じたものである。この推計結果は30年度農家経済調査年報の発表をまって改訂する予定である。従来は年報の未発表の時期には、主として農家経済調査月報の傾向で前年度分を延長していたが、今回にかぎり上記のような推計方法をとったのは、月報では現金、現物の取引部分のみが反映され、在庫や固定資産の増加額がとらえられぬうらみがあり、とくに豊作の年については問題があると考えられるからである。

四半期分割は、農家経済調査月報より農業所得の四半期別構成比を求め、これにより分割した。

林業は、まず、30暦年推計における7～9月を基準として、30年10～12月を推計した（これは10～12月の生産物価が若干改訂されたため）。次に、30年10～12月を基準として31年1～3月分を延長推計し、30年度次分を求めた。延長指数は、素材、木炭、薪の生産量指數（林野庁）と同様の卸売物価指數（日銀）との総合指數を用いた。

水産業は、30暦年推計における30年10～12月分を基準とし、31年1～3月分を延長推計して30年度分を求めた。

延長指数は、海面漁獲量指數（農林省）と魚価指數（東京都）とを総合したものによった。

(b) 農林水以外の産業 製造業、卸小売業は、個人業主数に1人当たり平均

所得を乗じて算出した。個人業主数は、農林水以外の各産業の勤労所得の推計における被傭者数の推計と同様な方法で求めた。

1人当たり平均所得は、まず、総理府統計局調「個人商工業経済調査」の従業員規模別1人当たり所得を「労働力調査」の規模別従業員数によって加重平均して、全規模1人当たり平均所得を算出し（この場合短時間就業者について所要の調整を加えた）、次に「個人商工業経済調査」では減価償却費を所得から控除していないから、この点を「法人企業統計年報」より、資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率によって調整し、さらに「個人商工業経済調査」は特定都市のみを調査対象としているから、国税庁調「所得種類別表」における全国1人当たり所得と、調査都市のそれとの較差により調整して、それぞれ1人当たり所得を求めた（ただし、本年度は「所得種類別表」の発表がおくれているため、29年度の較差を使用した）。

四半期分割は「個人商工業経済調査」の各四半期別売上高に業主数を乗じたもので分割した。鉱業、建設業、金融不動産業、運輸通信その他の公益事業およびサービス業については、従来は「所得種類別表」を基礎にして推計していたが、前述のように、同調査の発表がおくれているため、本推計では次に述べる指標の傾向によって29年度の所得を延長推計した。なお、四半期分割はこの指標の傾向によった。

利用した指標は次のとおりである。鉱業は日銀調「卸売物価指數（石炭、石材、砂利、砂）」および経済企画庁調「産業活動指數（鉱業）」の総合指標。建設業は建設省調「建築動態統計」中の「木造工事予定額調」。運輸通信その他の公益事業は運輸省の「自動車貨物輸送量調」。金融不動産業は全国銀行利益金額および帰属利子（この利益金額は、30暦年までの延長指標として、帰属利子は31年1～3月の推計のために利用した）。サービス業は統計局調「家計調査」の雑費の傾向によった。ただし、四半期分割には当庁調「個人サービス業経済調査」の四半期別営業利益に業主数を乗じたものを使用した。

(c) 内職 統計局調「家計調査」より勤労者世帯主の本業収入に対する内職収入の割合を求め、これを農林水産業以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(c) 個人賃料所得

この所得は、個人が所有する不動産（有形、無形固定資産）の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は、不動産業として個人業主所得に含まれるから、本項からは除外してある。

また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は、本項に計上しているが、営業用に使用している不動産の地代家賃は、個人業主所得の一部を構成するから本項には含まれない。

個人賃料所得の内容は、田畠小作料、宅地地代および家賃のほかに、個人が所有する特許権、著作権などに基づく所得から構成されている。

なお、本項の所得は賃料の総額から、減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した純額である。

(a) 田畠小作料は勧銀調29年および30年3月「田畠別反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畠別小作地面積（農林省調「24年農地センサス」の計数を基礎として、農林省調「農地問題に関する統計資料」などから、その後の小作地増減を調整した）を乗じて推計した。なお、田小作料については、年末および年始、畠小作料については年次、年末、年始に分割計上した。

(b) 宅地地代および家賃は家賃一本にまとめて算出してある。以下宅地地代および家賃を単に家賃とよぶ。

(i) 総家賃 総家賃は、坪当り家賃に住宅面積を乗じて算出した。

(I) 坪当り家賃 統計局調28年「住宅統計調査」などをもとにし算出した28年7～9月坪当り家賃合計額を、総理府統計局調の家賃指數の傾向によって延長推計した。なお、詳細は「昭和28年度国民所得報告」を参照されたい。

(II) 住宅面積 29、30年についての自治庁調「家屋総床面積」に昭

和25年度家屋税表、住宅調査、事業所統計調査などを参考にして法人所有分および個人自己所有営業用分を求め、それを控除して推計した。

(ii) 純家賃 建設省調「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」より実際家賃から坪当り総平均の修繕料、火災保険料および管理費の合計額を差引いた額の実際家賃に対する比率を、さきに求めた総家賃に乗じて地代およびその他の諸経費込みの所得を計算し、次に同調査から、平均減価償却費の実際家賃に対する割合を、総家賃に乗じて計算した減価償却費および自治庁調の家屋および宅地坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて計算した坪当り平均税額に、住宅面積および宅地の面積を乗じて求めた固定資産税を控除して純家賃とした。（なお宅地面積は、自治庁調「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これから農、漁家分を推計控除してその他の面積を算定し、次にその面積から「22年宅地調査」における比率により法人所有分および個人所有自己使用営業用分を控除し、さらに、これに「23年農家経済調査」と「25年世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用宅地と「29年漁業センサス」による漁家（専業および賃労働兼業漁家）戸数に漁家1戸当り宅地面積（農家の消費用と同一とみなした）を乗じて求めた漁家宅地とを加えて推計した。）

(c) その他 個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。大蔵省調、29年、30年「法人企業統計年報」により、無形固定資産価額と付加価値の割合などを参考にして、国民所得総額から国内無形固定資産総額を推計し、これから法人所有の国内無形固定資産価額を差し引いて、個人所有の国内無形固定資産額を29年および30年について求め、この傾向を29年の計数に乗じて推計した。なお、29年の計数については「昭和29年度国民所得報告」を参照されたい。

(d) 個人利子所得

個人が、政府と民間企業とから受取る貨幣利子および帰属利子からなる。ただし、政府からの利子は、公債利子のうち個人に支払われたもののみである。帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用に伴なって、無償で金融機関から受取ったとみなされるサービスに見合う利子部分で、生命保険会社によって、個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。

なお、個人の受取る政府の公債の利子は、本項に計上してあるが、これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしているためである。

(a) 貨幣利子 銀行、信託、相互、信金などの各種金融機関の損益計算書から、預貯金の支払利息を求め、これから個人、法人別預貯金残高等などを基礎にして個人分の預金利子を推計した。また、有価証券利息として国債、事業債利子の個人分を計上した。

(b) 帰属利子

(i) 一般金融機関 一般金融機関の証券投資収入および貸出収入から預金、債券、借用金などに対する利息および日銀からの借用金利輸を控除したるものに個人、法人別預貯金残高等をもとにして求めた個人分の比率を乗じて個人分の帰属利子を推計した。

(ii) その他 大蔵省銀行局保険課の資料により生命保険会社の損益計算書より投資収入を求め、これから支払利息を差し引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

(c) 法人所得

法人所得は、内国普通法人および内国特別法人の所得に、日銀の国庫納付金ならびに外国法人のわが国における所得を加算したものである。

内国普通法人および特別法人の所得は、国税庁税務統計の「会社表」および「特別法人表」における利益会社の利益金に、利益金から控除された繰越欠損金を加え、これから損失会社の損失金を差引いて算出した。損失会社の損失金は「会社表」の利益金に、大蔵省調「法人企業統計調査」か

ら求めた利益会社の利益金に対する損失会社の損失金の比率を乗じて算出した。

なお「会社表」および「特別法人税」は、各年2月1日から翌年1月末日までの所得を集計しているから、これを大蔵省調「法人企業統計季報」により、4月1日から翌年3月末日までの年度分に調整し、さらに大蔵省および国税庁の資料に基づいて、申告所得に対する更正決定による増差分、免税所得、非課税法人の所得および減税措置による法人所得の減少分などについて調整をおこなった。

これは税務統計の法人利益は、法人税法上の課税所得であって課税の対象とならない所得を含んでいないからである。これら課税の対象とならない所得としては、重要物産免課税、増資配当免課税、農協等出資組合の非課税留保、輸出所得の特別控除ならびに法人税法および租税特別措置法における各種の免税準備金があげられる。

外国法人のわが国内における所得は、大蔵省調により国際収支における法人未分配利潤、利子、配当、著作権使用料、フィルム賃貸料および特許権使用料のわが国の支払額を求め、このうち法人分を推計した。

日銀の国庫納付金は決算額によった。

法人所得は、法人税、個人配当（重役賞与を含む）、法人留保から構成される。法人税は決算書より求めた。個人配当は「法人企業統計調査」の利益会社における配当および重役賞与の利益金に対する比率を求め、これを法人所得の総額から日銀納付金を差引いたものに乗じて算出した。

このうち配当金については、さらに大蔵省調「株式会社分布状況調査」から得た株式の個人所有分の比率に基づいて個人受領分のみを推計した。法人留保は、法人所得の総額から法人税および個人配当を差引いたものである。

(d) 官公事業剰余等

「政府収入等」の「官公事業剰余等」の項参照。

(e) 海外からの純所得

「国民総支出」の「经常海外余剰」の項参照。

(b) 政府と消費者の負債利子

政府が官公事業以外で借りた公債利子と消費者の負債利子とは、生産に伴う所得とはみなされないから、これを分配国民所得に含めてはならない。

従来の推計では、赤字公債利子については、一部官公事業剩余等、個人利子所得などから、それぞれ見合い分を控除していたが、28年度推計から政府の赤字国債利子だけでなく、政府が官公事業以外で借りた公債の利子および新たに推計した消費者負債利子とを含めた「政府と消費者の負債利子」という項目を、新たに控除項目として設定することとした。

(a) 政府公債利子（官公事業公債を除く） 国債整理基金特別会計の支払

済額、「地方財政概要」に基づく公債利子額（決算額）から国債、地方債の利子額を求め、これから企業会計とみなされるものの支払利子を控除した。

(b) 消費者負債利子 質屋およびその他の金融機関が、消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

(i) 質屋の利息收入 昭和28年度の実績を基礎にして、労働者世帯（全都市）の借入金と農家の負債利子との伸びを、労働者分6、農家分4で加重平均した総合指数によって延長推計した。

28年度の実績は、次のように公益質屋と民営質屋の利息収入に分けて推計合算したものである。

公益質屋の利息収入は、厚生省調の「職業別貸付状況」を利用して事業資金としての貸付部分を推計控除したものである。

民営質屋の利息収入は、警察庁調により1口当たり貸金額、1口当たり入質期間、1口当たり利子を求め、これを乗じて調査店舗全部の利息収入を計算し、これから店舗平均額を計算したものに全国質屋数を乗じて総額を推計した。しかし、これには事業資金としての貸付も含まれているから、前記厚生省調の職業別貸付状況に用いてこの分を控除し

た。

(c) 金融機関の利息収入

全国銀行、相互銀行、信用金庫、農協組別に推計した。全国銀行については、日銀調「経済統計月報」から「業種別平均貸出残高」の「その他」を個人への消費資金の貸付とみなしてその年度分を求め、これに平均貸出利率を乗じて推計した。

農協組については、農林省調「農家資金動態調査」より農家の農協組からの借入分のうち、個人消費資金に廻る部分の割合を求め、農協組貸出金平均残高にこれを乗じて個人消費資金相当分を算出し、さらにこれに農協組の短期貸付金の平均貸出利率を乗ずる方法によって推計した。

(2) 調 整 項 目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は、(a)減価償却費、(b)資本償却損、(c)経常費としてあてられた資本的支出からなっている。

資料などの関係より(a)のうち個人農業以外については簿価によっているが、(a)の個人農業は時価ベースで評価されている。

(a) 減価償却費

(i) 官 業 官公事業のうち、国の企業特別会計については「各企業特別会計損益計算書」に計上されている減価償却費をそのままとった。なお、国有鉄道については、特別補充取替費を加えた。地方公共団体の公企業の減価償却費は、資料不備のため計上しなかった。

(ii) 法人企業 一般産業については、曆年分として、「法人企業統計調査」（大蔵省）30年年報の固定資産減価償却費を基礎とし、後述の法人企業生産者耐久施設の推計の際に、有形固定資産残高について調整をなしたと同様に、法人数の伸びの傾向により調整をなし、次に「季報」より求めた固定資産減価償却費の中に占める有形固定資産の割合を乗じて、有形固定資産減価償却費を推計した。

次に年度分としては、上記曆年分を基礎として、有形固定資産残高の傾向により延長推計した30年1～3月分と29年度推計における30年1～3月分とを加減して算出した。

金融保険業については、「経済統計月報」(日銀)などの資料から営業用有形固定資産残高を求め、これに総合平均償却率として従来同様平均5%を乗じて算出した。なお、金融機関の財務諸表には固定資産に対する減価償却費が、一括計上されているものが多く、有形固定資産に対する減価償却費を直接に求めることができないので、若干の金融機関についての資料から上記の割合を求めて推計した。

(d) 個人企業

(I) 農業 29年度推計における減価償却費を基礎とし、それを農業専用有形固定資産減価償却費と農業併用建物減価償却費とに分け、

それぞれ前者は「農家経済調査」(農林省)の農業経営減価償却費の伸びの傾向により、後者は家賃指数の伸びの傾向により延長推計した。

(II) 製造業、卸小売業 分配所得の製造業、卸小売業個人業主所得の項で算出した減価償却費をとった。

(III) 鉱業、建設業、運輸通信その他公益事業 適当な資料がないので、28年分以降は、26、27年度において適用した1業主当たり営業所得に対する減価償却費の割合について、両年度を平均した割合を分配所得の個人業主所得に乗じて推計した。

なお、26、27年度推計における上記の割合は、「法人企業統計調査」(大蔵省)の「年報」の資本金200万円以下の法人企業の付加価値に対する減価償却費の割合を準用したものである。

(e) 個人住宅

29年度分を家賃指数の傾向で延長推計した。

(f) 資本偶発損

資本偶発損とは民間および政府の有形固定資産の火災、水害等による

偶發的な損害のことである。ここには、一応損害保険と森林火災保険について計上した。

(i) 損害保険

日本損害保険協会調により、正味支払保険金、責任準備金および支払準備金の増加額を推計して、それらを合計した。

(ii) 森林火災保険

「森林火災保険特別会計」における支払保険金支払額をそのままとった。

(o) 經常費にあてられた資本的支出

これは資料の関係で推計していない。

三 国民総支出

(1) 個人消費支出

個人や非営利団体(個人にサービスを提供するものに限る)の財貨とサービスに対する支出であって、家計調査の分類に従って飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目からなる。

(A) 飲食費(酒、煙草を含む)

これは、いわゆる飲食費に学校給食費を加えたものであって、学校給食費は振替所得に計上されているので、バランス上個人消費支出にも計上した。

飲食費は、25年度の推計額を基礎にして、人的方法(家計調査からの推計)による推計額の25年度から28、29、30年度への傾向により延長推計した。曆年分は、延長推計したものと人的方法による推計額を用いて四半期分割したものとの合計として求めた。

学校給食費は政府の支出額によった。

(B) 被服費

これは飲食費と同一方法によって推計した。

(C) 光熱費

29暦年について物的方針によって推計したものを基礎にして、人的方針による推計額の29年から30年への傾向により延長推計した。年度分は、人的方針による推計額を用いて四半期分割したものの合計として求めた。ただし30年度のうち、31年1～3月分については30年の推計額を基礎に、人的方針による推計額の30年に対する31年1～3月の傾向により推計した。

(c) 住居費

住居費のうち地代家賃は、分配面の総地代家賃から生産用分を控除して推計した。

地代家賃以外の住居費は、人的方針による推計額から、住居費中にしめる地代家賃の比率を乗じて算出した地代家賃を控除して推計した。

(d) 雑費

人的方針によって農家および非農家に分けて推計合算したものを用い、これから金融機関等の帰属サービス、官公立学校入学および検定料、授業収入などについては、以下にのべるように推計したものと加算または控除した。

(a) 金融機関等の帰属サービス

金融機関の帰属利子に、生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は、金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、帰属サービスは、生命保険会社の損益計算書から純収入を求めた。

次に控除項目の推計は

(b) 官公立学校授業料および入学検定料

これは収入済額によった。

地方は、決算額がえられないで、29年度地方財政概要による個人分により推定した。

控除の理由は、これは個人税外負担として財政の項に計上されており、他方この個人の消費支出の雑費の中にも含まれているので、バランス上財政計上分を控除調整する必要があるので、控除項目とした。

(c) 国立病院一般診療費負担分

国立病院収入を求めて、これに厚生省調による比率を乗じて一般診療分を推計した。これも個人税外負担として財政に計上されており、他方雑費の中にも含まれているので、バランス上財政計上分を控除調整する必要があるので控除項目とした。

(d) 社会保険被徴者負担分および国民健康保険料収納済額によった。

収納済額のえられなかったものは、29年度の延長推計によった。

国民健康保険料はその6割をとった。これは農家においては、社会保険料は家計支出に計上されていないためである。これも雑費の中に含まれており、他方、この社会保険の個人負担分は、個人所得の側では控除されるので、バランス上個人消費支出計上分を控除調整する必要があるので控除項目とした。

(e) 本邦人海外純消費

大蔵省調「国際收支」の貿易外項目のうち、旅行者消費の受払差額に外交団の消費を加えたものである。

(注) 飲食、被服、光熱費の延長指標となり、また住居費の一部および雑費の推計額として求められている「人的方針による個人消費支出」は30年の国勢調査に基づいて今回別記のとおり25年度以降全面的に改訂を行った。

人的方針による個人消費支出

從来25年の国勢調査結果による世帯を基礎にして推計してきたが、今回30年国勢調査の結果により人口を基にした個人消費支出として25年度以降全面的な改訂を行った。

この個人消費支出は、年度推計を柱として下記のような計算方法によった。

非農家人口	{	都市在住非農家人口	×	1人当たり家計費
農家人口		都部	”	”
		”	”	”
合計(個人消費支出)				

1 人口

30年国勢調査による市部都部別人口と、30年国勢調査の行政区画にあわせて統計局において推計した25年の市部都部別人口を求めて、この両年の間を直線補間し、各年10月1日総人口と合致するように補正した。